## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成27年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年10月30日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年10月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

そ σ.	) 他:	3 件		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3 <del>号</del> 機	所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)3SB-2接地装置において、投入用押しボタンスイッチの不良(スイッチを押下していないにもかかわらず電流の流れあり)が認められたため、当該押しボタンスイッチを交換。	GⅢ	
2	3号機	中央制御室制御盤(H13-P804)内のケーブル端子台において、端子台番号表示と制御 展開接続図に記載の端子台番号に相違が認められたため、原因調査・対応検討。	GⅢ	
3		ダスト放射線モニター系ダスト回収装置において、「気密モーター異常」警報が発生し、回収装置の停止が認められたため、原因調査・修理。 なお、当該設備が復旧するまでの代替措置として、可搬式の測定装置にて測定実施。	GⅢ	